

集合債権譲渡担保と倒産

—ティーシーエム事件を手がかりに—

上江洲純子

一 問題の所在

- 1 資産流動化時代の到来
- 2 従来の議論
- 3 本稿の目的

二 ティーシーエム事件

- 1 事件の概要
- 2 担保権実行禁止の保全処分に対する即時抗告

三 集合債権譲渡担保の会社更生手続における取扱い

- 1 集合債権譲渡担保権者に対する保全処分の可否
- 2 集合債権譲渡担保権の実行と対抗要件
- 3 集合債権譲渡担保の効力の及ぶ範囲

四 むすびにかえて

一 問題の所在

1 資産流動化時代の到来

近年、わが国においても資産の流動化・証券化の動きは確実に進行しており、2006年の証券化市場は過去最高の規模にまで拡大したと見られる¹⁾。このように証券化市場が活性化した背景には、金融制度改革によって個人

1) 平成17年1月22日付のムーディーズジャパンの報告によると、2006年の日本の証券化市場は、少なくとも12兆円弱の規模に達したと推定され、過去最高の規模となったとされている(<http://www.moodys.co.jp/pages/HomePage.aspx>)。

投資家がより容易に市場に参入しやすくなったことはもちろん、資金調達を望む企業側にも市場から直接資金を調達できる証券化取引に対して相当のニーズがあることが窺える。特に、物的資産にも乏しく、企業自体の信用力もそれほど高くない上に、外部から資金を調達しなければならない企業にとっては、資産の証券化は、まさに現代の「錬金術²⁾」とも「コロンブスの卵³⁾」ともいるべき魅力的な資金調達手段となろう。

従来、わが国における資金調達手法としては金融機関からの融資、いわゆる「間接金融」が中心的役割を担ってきた⁴⁾。そして、これらの融資を受けるためには、物的担保や人的担保の提供を求められるのが一般的であった。しかし、このような手法だと、何の担保も有しない企業は途端に資金繰りに行き詰まってしまう。しかも、これはわが国の大部分を占める中小企業の多くに当てはまることがあった。

そこで着目されたのが企業の有する金銭債権の活用である。どのような企業であっても、事業活動を円滑に行っていれば、既にあるいは将来に向けて何らかの金銭債権を取得しているのが通常である。そして、これらの金銭債権を担保化できれば、物的担保に頼らずとも、資金調達が可能となる。そのようなニーズから生まれた手法が「譲渡担保」や「リース」である⁵⁾。こうして徐々に、金銭債権を担保として資金を得る金融実務が広がっていき、中でも、物的資産は有していないものの、小口だが大量の金銭債権を所持している消費者金融会社、クレジット会社、リース会社等においては、顧客の債権を集合的に一括して担保提供する「集合債権譲渡担保」の手法が機能を発揮するようになった⁶⁾。

2) 伊藤眞「証券化と倒産法理（上）—破産隔離と倒産法的再構成の意義と限界—」金融法務事情1657号（2002年）6頁。

3) 小林秀之「資産流動化と倒産隔離」石川明先生古稀祝賀『現代社会における民事手続法の展開（下）』（商事法務、2002年）407頁。

4) 小林・前掲注3) 406頁、佐久間毅「将来債権の譲渡—（第三）債務者不特定の場合を中心に」ジュリスト1217号（2002年）31頁。

5) 斎藤一彦「指名債権の譲渡担保をめぐる諸問題」金融法務事情1387号（1994年）6頁、佐久間・前掲注4) 31頁。

6) 斎藤・前掲注5) 6頁、小林秀之「担保権の倒産法的変容」新堂幸司先生古稀祝賀『民事訴訟法理論の新たな構築（下）』（有斐閣、2001年）547頁。

その後、資産の流動化・証券化の手法が導入されると、譲渡担保以上に企業の資金調達手法として重宝されるようになり、最初に述べたように、現在ではその市場規模は目覚ましい発展を遂げている。そもそも資産流動化は、債務者の保有資産のみの信用力で、市場から直接資金調達を図る手法であり、いわば「直接金融」への転換である。その際、資産を流動化・証券化するメリットとしては、一般投資家に販売することで、安価に資金調達を得ることが可能となるだけではなく、対象資産をオフバランス化することによって財務体質の改善を図ることができることが挙げられている⁷⁾。

その一方で、物的担保や人的担保に依存する融資慣行は依然として根強く残っており、それらの課題を解決し、融資手法の多様化をさらに推進するため、様々な法制度が整備されていった。最近では、2005年10月に「動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「動産・債権譲渡特例法」という。）」が施行されている⁸⁾。同法では、債務者不特定のまま将来債権の譲渡登記を行うことが可能となったことから、集合債権譲渡担保に対する需要の再燃が予想されるほか、初めて動産に関する譲渡登記制度を創設するとともに、集合動産や将来債権の一括担保化も可能となったため流動資産一体担保型融資（ABL=Asset Based Lending）など新たな金融手法による資金調達の増加も期待されている⁹⁾。

2 従来の議論

このように融資手法の多様化が進み、一般投資家が参入しやすくなることで市場の活性化が進行することについてはもちろん歓迎すべきことであるが、一方で、物的資産を持たず、信用度の低い企業でも容易に資金を調

7) 山本和彦「証券化と倒産法」ジュリスト1240号（2003年）67頁参照。

8) 土手敏行「現在の動産譲渡登記および債権譲渡登記の利用状況ならびに今後の動向」金融法務事情1770号（2006年）42頁以下、林揚哲＝新井竜作「ABL研究会報告書」の概要」金融法務事情1770号（2006年）50頁以下。

9) 土手・前掲注8) 42頁以下、林＝新井・前掲注8) 50頁以下。

達することができるようになるということは、それだけ企業倒産のリスクも高まるということである。

この場合、特に証券化取引においては、投資家はそもそも企業自体の収益力や信用力に依拠せずに、対象資産の信用力だけで投資を行うものであるから、企業の倒産によって投資家の証券上の権利が影響を受けず、確実に行使できる仕組みを確立することが重要である。これを「倒産隔離(Bankruptcy Remote)」というが、これを実現するための手法としては、通常、企業（オリジネーター）がその保有資産を特別目的会社（SPC=Special Purpose Company）又は特別目的機関（SPV=Special Purpose Vehicle）（以下 SPV 等という。）に譲渡し、SPV 等は当該資産からの収益を引き当てとする証券を発行して買受代金を調達するのが一般的である。その一方で、SPV 等が保有資産の譲渡を受けても、SPV 等自体は単なる器にすぎないため、結局のところ債権の回収や管理などの事業活動については、SPV 等から委託を受けて、引き続きオリジネーターが担当することが多いのも事実である。

こうした手法であるため、結局のところ、オリジネーターの経営状態が悪化し、倒産が現実のものとなつたときに改めて、SPV 等の保有資産をオリジネーターから完全に切り離すことができるか、倒産隔離を実現できるのかということが問題となるのである。そしてこの議論は従来から、対象資産のSPV 等への譲渡を売買とみるか、担保設定とみるかという「真正売買（True Sale）」の問題として論じられてきた。

売買とみなされれば、対象資産がオリジネーターの資産から完全に分離され、倒産隔離が実現されるのに対して、担保とみなされた場合は、特に、再建型手続において影響は深刻となる。例えば、民事再生手続では、担保権実行禁止などによる手続的制約のほか、担保権消滅請求がなされることにより換価権が剥奪される可能性がある。加えて、会社更生手続では、更生担保権とされることにより、手続内に組み込まれるため、被担保債権の実体的変更を甘受しなければならなくなる。

こうした真正売買性あるいは真正譲渡性については、実際にオリジネー

ターが倒産する事件¹⁰⁾の登場により、学界や実務を巻き込んで、一気に議論が噴出し、その判断基準についてさまざまな見解が登場し、現在では、それらが、ある程度整理されつつある¹¹⁾。

しかしながら、こうした基準に当てはめてもなお、真正売買性が否定されSPV等への対象資産譲渡が担保、すなわち債権譲渡担保とみなされた場合に、担保権者としてのSPV等の権利をどのように扱うべきかについては現在明確な基準がほとんどない。そして、これは今後取り扱いの増加が期待されている集合債権譲渡担保においても状況は同じである。

3 本稿の目的

そこで本稿では、集合債権譲渡担保権の処遇をめぐる問題について興味深い論点を提供してくれたティーシーエム事件を題材に、倒産手続における集合債権譲渡担保権の取り扱いを改めて見直し、今後資産流動化をさらに推進していくにあたり留意すべき事項についてそれぞれ整理していくことにしたい。

二 ティーシーエム事件¹²⁾

1 事件の概要

株式会社ティーシーエム（以下単に「ティーシーエム」という。）は消費者金融会社であるが、経営状況が傾いたことから、営業譲渡を模索し、一時はスポンサー候補を絞って営業譲渡交渉まで漕ぎ着けたものの、結局協議が調わず、一部の債権者から破産手続開始の申立がなされたことを受

10) 個々の事件を整理したものとしては、小林・前掲注3) 406頁以下、勝田信篤「証券化取引における真正売買と倒産隔離」千葉大学法学論集第19巻1号（2004年）264頁以下が詳しい。

11) 学説の整理としては、勝田・前掲注10) 264頁以下、坂井秀行=栗田口太郎「証券化と倒産」高木新二郎=伊藤眞編集『講座倒産の法システム（4）倒産手続における新たな問題・特殊倒産手続』（日本評論社、2006年）127頁以下が詳しい。

12) 事件の概要については、本件保全管理人らによる、三村藤明=大島義孝=井出ゆり「会社更生手続における集合債権譲渡担保とABL(1)（2・完）一更生会社ティーシーエムの事例報告」NBL820号（2005年）34頁以下、NBL821号（2005年）23頁以下に詳述されている。

けて、2004年3月17日にやむなく、経営陣が会社更生手続開始申立に踏み切ったというものである。

申立を受けた東京地方裁判所は、会社更生手続開始申立と同日に、保全管理人による管理を命じる保全管理命令を発令し、加えて、譲渡担保権者など複数の債権者を名宛人として、ティーシーエムから債権譲渡を受けた債権を取り立てることの禁止、譲渡債権の支払金をティーシーエムに対する弁済に充てることの禁止、譲渡債権の債務者に対して債権譲渡についての譲渡通知又は譲渡の承諾を求めるなどの禁止を定める保全処分を決定した。

手続開始前に、こうした保全処分がなされるのには理由がある。手続開始申立前、ティーシーエムでは、消費者向け新規貸付資金など多額の事業資金が必要であったことから、これらの資金調達方法の一つとして、顧客に対する営業貸付債権を利用して、集合債権譲渡担保による借り入れを行っており¹³⁾、その際、ティーシーエムは集合債権譲渡担保権者との間で、譲渡担保設定契約を締結し、目的物である営業貸付債権については、「債権譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）」に基づき、第三者対抗要件としての債権譲渡登記を具備していた。

このように集合債権譲渡担保は、物的資産を持たない消費者金融会社にとって、大量の事業資金を必要とする際に大きな機能を發揮するが、他方、会社の経営が危機的状況に陥ると、集合債権譲渡担保権者は約定に従って譲渡担保権を実行することにより自己の債権の回収を図ろうとするため、これが行われると、会社の資金繰りが一気に悪化するだけでなく、重要資産である営業貸付債権が失われ、会社の再建どころではなくくなってしまう。それゆえ、このような事態に陥ることを未然に防止するため、会社更生手続開始の申立と同時に、保全管理命令と各種の保全処分を発令することが一般的となっている¹⁴⁾。

13) ティーシーエムはABL（営業貸付債権の流動化）による資金調達も実施していたが、本稿については集合債権譲渡担保に限定する。

14) 西岡清一郎「会社更生法の運用の実情と今後の課題」事業再生と債権管理109号（2005年）75頁。

2 担保権実行禁止の保全処分に対する即時抗告¹⁵⁾

こうして発令された担保権実行禁止の保全処分決定に対して、集合債権譲渡担保権者的一人であるSは、譲渡担保設定契約の中に、ティーシーエムがSに対する債務について期限の利益を喪失し、ティーシーエムが被担保債権全額を支払うことが困難であるとSが判断した場合には、ティーシーエムからSに譲渡担保に供されている債権が当然にティーシーエムからSに譲渡される旨の条項が存在すること、その条項に従えば、ティーシーエムは2004年3月11日に、Sに対する貸金残金の返済を行うことが困難であることを認めたため、Sの請求により期限の利益を喪失したこと、それにより、Sは約定通り譲渡担保権を実行して、ティーシーエムから債権譲渡を受けたこと、従って、Sによる本件譲渡債権の取立は、ティーシーエムの財産ではなく自己の財産に対して行っているものなので、本件保全処分やその他会社更生手続上の制限を何ら受けるものではないことをそれぞれ主張して異議を申し立てたがこれが退けられたため、即時抗告を申し立てた。

これに対して、東京高等裁判所は、以下の通り判示して、Sの即時抗告を棄却している。

開始前会社（ティーシーエム）が2004年3月11日に「集合債権譲渡担保契約の被担保債権の期限の利益を喪失し、かつ、その時点で開始前会社による本件貸金残額の支払いが困難であったことにより、抗告人・開始前会社間では、集合債権譲渡担保契約の条項により、本件更生手続申立前に本件譲渡債権の要件が満たされていたと認められる。

しかし、抗告人・開始前会社間で、債権を目的とする譲渡担保権の実行としての債権譲渡の合意がなされたとしても、それにより被担保債権が消滅し、譲渡担保権の実行が終了したというためには、債権譲渡について第三者及び第三債務者に対する対抗要件を備えることが必要であるというべきであり、本件では、本件債権譲渡の移転についての債務者対抗要件が備

15) 即時抗告の内容及び決定文については全て、三村藤明「債権譲渡担保は「いつまで」担保権か－東京高決平成16・4・9」NBL836号（2006年）43頁以下。

えられていない以上、いまだ譲渡担保権は存続しており、被担保債権である抗告人の開始前会社に対する本件貸金残金返還請求権も残存しているといわざるを得ない。—中略—

そうすると、開始前会社の財産を保全し、会社財産を維持するために、抗告人を名宛人として本件譲渡債権の取立禁止等を命じた原決定は、相当である。」

三 集合債権譲渡担保の会社更生手続における取扱い

1 集合債権譲渡担保権者に対する保全処分の可否

本来担保権の機能は、被担保債権の弁済を確保するために設けられており、それゆえ、被担保債権の弁済期が到来したときに債務者の資力が不十分である場合には、直ちに換価権を行使し、優先弁済を受けることが認められている¹⁶⁾。このような機能を踏まえて、倒産手続上も、例えば破産手続や民事再生手続においては、これらを別除権として個別に行使することが認められるのである。

しかしながら、一方で、これらを無制限に認めると倒産手続本来の目的を達成することが困難となるため、法的にはさまざまな形で担保権の行使に制限を加えているのも事実である。その制約が最も大きいといえるのが、会社更生手続であり、手続開始前に特定財産上に設定された担保権は、手続開始以降は更生担保権として取り扱われ、手続開始決定の効果として、その実行が禁止される。これが債権譲渡担保権であった場合でも同様である¹⁷⁾。それにより、担保権者は手続開始後の担保目的物価格の下落についてもこれを受忍しなければならなくなる。

もっとも、更生担保権に関するこれらの制限は、手続開始の効果として

16) 伊藤眞「集合債権譲渡担保と民事再生手続の中止命令」谷口安平先生古稀祝賀『現代民事司法の諸相』(成文堂、2005年) 448頁によれば、「担保権の優先弁済権は、単に目的物の強制的換価を実現する権能だけではなく、もっとも有利な時期にその権能を発動できる法律上の地位によって支えられている」とする。

17) 最判昭和41年4月28日民集20巻4号900頁。

加えられるものなので、手続開始前についてまでその範囲に含まれるわけではない。担保権者は本来、更生手続開始前であれば、その権利を実行して目的物を換価し、そこから満足を得る地位が保障されているはずである¹⁸⁾。それにもかかわらず、会社更生法が、手続開始前の保全処分を規定するのは、こうして権利行使を制限しなければ、更生のために必要不可欠な資産が失われ、企業としての存続が困難となり、更生手続の目的を達成できなくなる可能性があり、そのような事態に陥るのを回避するためである¹⁹⁾。

では、担保権者に対する担保権実行禁止の保全処分はいかなる場合においても認められるのか。そして、その射程は、本件のような集合債権譲渡担保権者まで及ぶものなのであろうか。

本件では、これらを論じるまでもなく、集合債権譲渡担保権者Sを名宛人とする担保権実行禁止の保全処分が発令されており、抗告審においても特に問題とされなかった。

しかしながら、更生手続開始前の保全処分発令にも一定の要件が課されており、いかなる場合においても認められるわけではない。その要件の一つが「保全の必要性」であるが、この点は広く事業の維持・更生を阻害するおそれがあれば足りると解されており、特に債権者や担保権者の利益とのバランスは考慮せずとも保全処分発令は可能である²⁰⁾。

これに対して、本件が、保全処分ではなく、すでに着手した担保権の実行に対する規制として中止命令を発令したものであった場合には、また状況が異なってくる。中止命令については、会社更生法24条1項ただし書が発令の要件として「更生債権者等に不当な損害を及ぼすおそれがない場合に限る。」と明記している。そしてこの「不当な損害」の趣旨については、「目的物自体について担保権者が持つ利益ではなく、保全処分によって受

18) 伊藤・前掲注16) 448頁など。

19) 宮脇幸彦=井関浩=山口和男『注解会社更生法』(青林書院, 1986年) 126頁〔石岡忠治〕など。

20) 宮脇ら・前掲注19) 131頁〔石岡忠治〕。

ける債務者の利益に比して、債権者側の被る損害が大きい場合を指す」と解するのが通説である²¹⁾。つまり、中止命令の発令に際しては、担保権者の利益を考慮しなければならないのである。加えて中止命令は、債権者間の公平の実現のみならず、保全処分と同様、事業の更生の達成も目的としている。これを考慮すれば、本件のように、ティーシーエムの有する営業貸付債権等の取立て、すなわち集合債権譲渡担保の実行を阻止するために発令され、特に、担保権者に対して大きな制約を与えることになる担保権実行禁止の保全処分の発令にはもっと慎重になってもよいであろう。

また、本件保全処分が、Sを含む集合債権譲渡担保権者らを名宛人として発令されている²²⁾点についても、従来から、このような保全処分を発令する際に、債権者、いわゆる第三者を名宛人とすることができるかについては争いがあったところである。なぜなら、会社更生法28条1項は「開始前会社の業務及び財産に関し、開始前会社の財産の処分禁止の仮処分その他の必要な保全処分」と規定するのみで名宛人を明示しておらず、さらに「財産に関し」という文言をどう解釈すべきかが問題となるからである。従来は、保全処分が会社の行為を対象とするもので、明文の規定がない特定の債権者を名宛人とすべきではないと解する考え方²³⁾もあったが、現在の実務では、倒産手続における保全処分を手続開始の効果を仮定的に形成するものと捉えており、開始決定があれば担保権者等の第三者も手続に拘

21) 三ヶ月草ほか『条解会社更生法(上)』(弘文堂, 1973年) 333頁、谷口安平『倒産処理法』(筑摩書房, 第2版, 1981年) 107頁など。

このような考えに対しては、アメリカ法を参考に「保全処分によって目的物の減価が見込まれ、それによって優先弁済権が害されるおそれがある場合には保全処分を否定するか、または代担保の提供などを条件としてのみ保全処分を発令することができる」とする反対説(伊藤眞『債務者更生手続の研究』(西神田編集室, 1984年) 356頁、高木新二郎「会社更生法の立法的課題」ジュリスト1111号(1997年) 98頁など)も有力である。

22) 本件では、集合債権譲渡担保権者のほか、債権の信託譲渡を受けた信託銀行及び信託銀行に対する貸付人であるSPCも名宛人とされている。

本件のように、保全処分が発令されたその他の事件として、日本リース事件では、申立会社(開始前会社)を名宛人として、財産の上と及びその対抗要件の具備が禁止された。また、ライフ事件では、第三者である担保権者や資産の譲受人を名宛人とした保全処分が発令されている。

23) 宮脇ら・前掲注19) 137頁〔石岡忠治〕、西岡・前掲注14) 75頁。

24) 三ヶ月草ほか・前掲注21) 381頁、西岡・前掲注14) 75頁など。

束される以上、かかる保全処分の発令も当然認められるとする考え方がすでに定着している²⁴⁾。

以上を踏まえ、本件について改めて検討すると、本件が集合債権譲渡担保権者Sらを名宛人として、担保権実行中止の保全処分を発令したことは、ティーシーエムの再建にとって必要不可欠であったと評価できる。しかしながら、裁判所は、事業の維持及び更生可能性のみを過大に重視すべきではない。本件のように、すでに第三者対抗要件を具備し、否認の対象ともならない集合債権譲渡担保を、倒産手続開始前にすべて排除しようとすれば、平常時に債務者にとって安価で容易な資金調達の途が閉ざされる結果になりかねないのである²⁵⁾。

したがって、更生手続開始前の保全処分といえども担保権の実行を規制することになる場合には安易に発令すべきではなく、今後は、担保権者の利益も考慮に入れつつ、発令に際して慎重な運用も検討すべきであると思われる。

2 集合債権譲渡担保権の実行と対抗要件

加えて本件では、譲渡担保設定契約中に、被担保債務の期限の利益を喪失した場合には、譲渡担保の対象債権が当該譲渡担保権者に当然に譲渡されて被担保債権に充当されるという趣旨の条項があり、こうした流質型の譲渡担保の取り扱いをどのようにすべきかが問題とされた。

Sは、まさにこの点について、会社更生手続開始申立前に自己の譲渡担保権を実行して債権譲渡を受けたと主張し、保全処分の制限を受けないとして争ったのである。

これに対して、本決定は「被担保債権が消滅し、譲渡担保権の実行が終了したためには、債権譲渡について第三者及び第三債務者に対する対抗要件を備えることが必要である」として、本件においてSが債権譲渡の移転についての債務者対抗要件を備えていない以上、いまだ譲渡担保権

25) 伊藤・前掲注16) 448頁など。

は存続しており、会社更生手続に服する旨判示して、Sの主張を退けている。

ところで、債権譲渡特例法の定める債権譲渡登記を経て、第三者対抗要件を備えた集合債権譲渡担保の実行は、通常、以下の手順で行われる。まず、第三債務者に対して債権譲渡通知を発送し、第三債務者から譲渡担保権者の指定する口座に送金させて取立て、最終的にその支払金を被担保債権の弁済に充当する²⁶⁾。

本件では、当事者間の合意のみで、流質型の譲渡担保権設定を行っていたため、こうした合意の有効性と、譲渡担保権の実行完了の時期が問題とされた。抗告審である東京高等裁判所は、当事者間の合意の有効性を否定することなく、このような取り決めが存在してもなお、担保権の実行には、第三債務者対抗要件が必要であり、本件ではこれが欠けていることを理由に、Sの譲渡担保権と被担保債権は存続しているものと判断した。

従って、本決定では、譲渡担保権の実行に関する当事者間の合意が有効であることは認めたものの、本件における譲渡担保設定契約が、流質型のものか、清算型のものかという点についても、担保権の実行による被担保債権の消滅がどの段階で生じるのかという点についても最後まで明らかにされなかった。しかしながら、Sが債権譲渡を受けたと主張するためには、流質型であれ、清算型であれ、少なくとも、第三債務者対抗要件である債権譲渡登記と第三債務者対抗要件である債権譲渡通知が必要であることは明示されたといえる。

では、仮にSが、本件保全処分発令後に、第三債務者に対して債権譲渡通知を行った場合は、債権譲渡の効力はどのように取り扱われるか。この点、民事再生手続における担保権実行に対する中止命令について争われた事件²⁷⁾で、裁判所は、このような中止命令は債権譲渡担保における債務者

26) 三村・前掲注15) 43頁。

27) 東京地判平成16年2月27日金融法務事情1722号92頁。本件は、債権者Xが債務者Aに対する貸付金等債権を担保するために、AがYに対して有する立替金請求権を譲り受け、目的物たる債権について、債権譲渡特例法2条の債権譲渡登記を備えていたが、その後Aに民事再生手続開始申立がなされ、併せて、債権譲渡特例法2条2項所定の通知を行う等の権利行使をしてはならない旨の中止命令を発令したが、それ以降に、XがYに対して、内容証明による通知と、債権譲渡通知を行ったという事案である。

対抗要件具備行為を広く一般的に禁止したものであると判示して、中止命令発令後に実施された第三債務者に対する債権譲渡通知を無効としている²⁸⁾。この決定に照らして考えれば、本件においても同様に取り扱われることになるであろう。

以上を踏まえれば、本件が、Sの主張を退け、その集合債権譲渡担保権の存続を認定したのは結論として妥当である。

なお、改正された動産・債権譲渡特例法では、第三債務者不特定の将来債権について、第三債務者を明らかにしなくとも、その他の登記事項により対象債権が特定されていれば、当該債権譲渡担保に関する第三者対抗力が具備されることとなった。これは、集合債権譲渡担保のように、第三債務者が不特定あるいは絶えず入れ替わる法的性質を有していても、改正前の債権譲渡特例法上は第三債務者が登記事項とされていたため、第三者対抗要件を備えるためには、第三債務者の追加や入れ替えに伴って絶えず追加補充の手続を反復継続しなければならないという事態が生じていたことから、このような課題を克服するため、実務上の要請を受けて、今回改正が実現されたものである。今後は、煩雑であった手続が簡略化されたことで動産譲渡や債権譲渡の登記による可視化が進めば、さらに利用のニーズは高まるものと思われる。

3 集合債権譲渡担保の効力の及ぶ範囲

本件では、Sの即時抗告が退けられたことにより、Sの有する集合債権譲渡担保権は、被担保債権とともに会社更生手続中も存続することとなった。

では、Sの権利は、会社更生手続において、どのように取り扱われるものなのであろうか。

この問題の前提として、集合債権譲渡担保の性質をどのように考えるかが重要である。集合債権譲渡担保を、目的物について一定の金額の枠を設

28) 伊藤・前掲注16) 448頁など。

けて譲渡担保権を設定し、かつ、譲渡担保権者が設定者に対して債権の取立権を付与することを通じて、価値枠の範囲で目的物である債権が入れ替わるものと捉えると、集合債権譲渡担保の本質は、いったん譲渡担保の効力が及ぶ債権であっても、担保権設定者による取立によって担保権の効力から離脱するが、それに代わって、新たに担保権設定者が取得する債権に担保権の効力が及ぶことによって、譲渡担保権者が常に集合物の担保価値を保持している点にある²⁹⁾。

こうした集合債権譲渡担保の性質を踏まえると、担保権設定者に倒産手続が申し立てられた場合、集合債権譲渡担保権に大きな影響を及ぼすことが分かる。本件の場合、ティーシーエムに会社更生手続開始の申立がなされ、保全管理人が選任されて、ティーシーエムの管理・処分権限が保全管理人に移行した上、担保権実行禁止の保全処分の発令により、Sを含む集合債権譲渡担保権者の権利実行も制約されてしまった。加えて、その後、保全管理人が取立権の行使や新規債権の取得に努めなかった場合には、Sの有する目的物の担保価値が大きく劣化するだけではなく、保全管理人あるいは更生管財人が取得する新規の貸付債権が譲渡担保の目的物から外れると評価されれば、担保権者に与える影響はさらに深刻となる。

そこで、本件においてこのような状況をどのように考えるべきかについて順次検討すると、まず、会社更生手続が申し立てられ、保全管理人が選任される以前にティーシーエムが行った融資により発生した営業貸付債権について、Sの集合債権譲渡担保の効力が及ぶことに異論はない。本件では、すでに第三者対抗要件を具備しており、保全管理人あるいは更生管財人に対する関係でも有効に機能するものといえる。

次に、手続申立後に保全管理人が、あるいは手続開始決定後に更生管財人が、既存の顧客に対して追加融資を行った場合、これにより発生した営業貸付債権の取り扱いをどうすべきか。これに関しては、ティーシーエム

29) 最判昭和53年12月15日判例時報916号25頁、最判平成12年4月21日民集54巻4号1562頁、最判平成13年11月22日民集55巻6号1056頁。これらのうち、平成12年判決が、将来債権を含む集合債権譲渡担保の有効性について認めた判決である。

と保全管理人とでは法主体が異なるので、保全管理命令後に発生した債権には集合債権譲渡担保の効力が及ばないとする見解³⁰⁾もある。しかし、本件の保全管理人らは、申立前の債務者が締結した譲渡担保設定契約の効力が原則として保全管理人にも及ぶこと、既存の顧客に対する追加融資部分はすでに先に融資した部分と一体となって担保目的物の一部を構成すること、Sを含む集合債権譲渡担保権者が将来債権も含めて第三者対抗要件を具備していることなどから、集合債権譲渡担保の効力が及ぶものと判断した³¹⁾。譲渡担保設定契約の趣旨からしても、妥当な結論であり³²⁾、これは、更生手続開始決定後の更生管財人による追加融資の場合にも同様の帰結に至るものと思われる。

では、保全管理人あるいは更生管財人が、新規に顧客を開拓し、融資を行った場合はどうか。

この点についても、保全管理命令発令あるいは更生手続開始を基準に、財産の管理処分権限が保全管理人や更生管財人に移ることを理由に、将来債権譲渡の効力は及ばないとする考え方もある³³⁾。これに対して、実務上は、保全管理命令の発令と債権譲渡担保権者の第三者対抗要件具備の先後によりその有効性について判断する考え方が採用されている³⁴⁾。本件の保全管理人らも後者の見解を採用したと思われ、本件については債権譲渡特例法が第三債務者を登記事項としていたこと、加えて担保権実行禁止の保全処分によって、Sを含む集合債権譲渡担保権者らは新たに対抗要件を取

30) 田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇—譲渡担保権を中心に」別冊NBL69号（2002年）81頁以下

31) 三村ら・前掲注12) 41頁。

32) DIPファイナンスや新スポンサーから調達した資金を原資として追加融資、新規融資を行った場合は、新たな集合物の流入を補償関係が遮断されていると考えて、集合債権譲渡担保の効力は及ばないと解し、東京地方裁判所では、この見解が採用されているという。（鹿古木康「東京地裁における会社更生事件の実情と課題」NBL800号（2005年）142頁、西岡・前掲注14) 84頁)。

33) 前者については、田原睦夫「倒産手続と非典型担保権の処遇—譲渡担保権を中心に」NBL69号（2002年）81頁、後者については、伊藤・前掲注16) 457頁。後者の場合は、保全管理命令によって担保の効力を切断することはできないと解るので、本件の場合でも、Sの担保権の効力は及ぶものと考えることになろう。

34) 坂井=栗田・前掲注11) 160頁。

得することができなくなったことを理由に、新規融資についてまでは譲渡担保の効力は及ばないと判断した³⁵⁾。しかしながら、Sがすでに第三者対抗要件まで適式に調えていたことを鑑みると、譲渡担保設定契約の趣旨に従えば、このような新規融資により発生する営業貸付債権に対してもSの集合債権譲渡担保の効力を有効と解するのが妥当と思われる。

もっとも、この問題については、新しく施行された動産・債権譲渡特例法がすでに解決策を提示している。既に述べたように、本法では、債務者不特定の将来債権の譲渡について適宜特定することが可能であれば第三債務者の登記も不要となった。従って、今後は、会社更生手続申立あるいは手続開始後に、保全管理人又は更生管財人が行った新規融資によって発生した債権についても当然集合債権譲渡担保の効力が及ぶことになるであろう。

最後に、譲渡担保設定契約に基づき、ティーシーエムが期限の利益を喪失し、Sが集合債権譲渡担保の実行に着手して、会社更生手続申立前にティーシーエムが貸付債権の取立回収権限を失っていると考えられる場合もあるので以下検討する。

本件保全管理人らは、仮にそのような状況であったとしても、保全処分の効果により、Sも取立を行うことができないのであるから、その反射的効果として、取立権限は喪失前と同様ティーシーエム、すなわち保全管理人に復帰するものと考え、保全管理人による取立を実行したことである³⁶⁾。保全管理人の取立回収権を反射的効果として捉えるべきか否かについては今後検討の必要があるが、保全処分の発令によりいずれにせよSの取立権を発動することができないのであるから、本件における結果としては妥当と思われる。

35) 三村ら・前掲注12) 41頁。

36) 三村ら・前掲注12) 42頁。

四 むすびにかえて

以上、ティーシーエム事件を手がかりに、集合債権譲渡担保に対する保全処分の可否、集合債権譲渡担保権の実行、会社更生手続における集合譲渡担保の効力について順次見てきたが、これらをめぐる課題はなお未解決の状況であり、この点、学説や先例の蓄積もいまだ不十分である。その一方で、すでに資産流動化・証券化市場は、成長軌道に乗って、今後ますます拡大を続けていくものと思われる。加えて、動産・債権譲渡特例法の施行等により、ABLといった新たな金融商品も次々登場することが予想されている。

そもそも、資産流動化・証券化に関しては、当初は真正売買性をはじめとする倒産隔離の正否が議論され、その結果、これを金融商品として処理するまでの一定の基準は形成されつつあると評価できるが、こうした基準に則って組成された金融商品に絡んで、オリジネーターに倒産手続が開始された場合、これがいかなる機能を果たすのかについてはなお不透明な部分が多い。

そして今後は、動産・債権譲渡特例法に基づく債権譲渡や債権譲渡担保の利用の活性化が図られることにより、倒産手続においては、資産流動化・証券化も含めた債権譲渡と担保の区別問題がますます先鋭化することが予想されるだけでなく、担保とみなされた場合の手続における取り扱い方法をめぐって新たな議論が展開される可能性が高い。

そのような意味においても、これからは、倒産手続における債権譲渡担保や資産流動化の位置づけについて従来の議論を改めて見直した上で、その処理方法につき適切な判断基準の確立に向けて検討を開始することが急務であると思われる。